

# 公募公告

次のとおり公募する。

令和8年1月30日

仙台第2合同庁舎所管庁  
東北総合通信局長 新田 隆夫

## 1 公募件名

- (1) 令和8年度 仙台第2合同庁舎エレベーター保守役務
- (2) 令和8年度 仙台第2合同庁舎機械警備役務
- (3) 令和8年度 仙台第2合同庁舎冷温水発生機保守役務

## 2 目的

- (1) 令和8年度 仙台第2合同庁舎エレベーター保守役務  
仙台第2合同庁舎において、エレベーターの安全かつ良好な機能確保を図ることを目的とする。
- (2) 令和8年度 仙台第2合同庁舎機械警備役務  
仙台第2合同庁舎において、応募者の機械警備設備・システムを用い、庁舎の安全の確保を図ることを目的とする。
- (3) 令和8年度 仙台第2合同庁舎冷温水発生機保守役務  
仙台第2合同庁舎において、冷温水発生機の安全かつ良好な機能確保を図ることを目的とする。

## 3 履行概要

- (1) 令和8年度 仙台第2合同庁舎エレベーター保守役務  
仙台第2合同庁舎のエレベーター（1～4号機）について、計画的な修理及び部品の取替え等を行うために必要な事項を定めるほか、適切な点検及びプログラム整備等を行い、故障等により運転に支障をきたさないよう関係法令等遵守の上、誠実かつ善良な管理者の注意義務をもって保守を実施する。
- (2) 令和8年度 仙台第2合同庁舎機械警備役務  
仙台第2合同庁舎において、応募者の機械警備設備・システムを用いて火災、不法侵入者及び主要設備を常時監視し、異常時には警備員が急行し所要の処置を行うなど関係法令等遵守の上、誠実かつ善良な管理者の注意義務をもって庁舎の安全の確保を図る。
- (3) 令和8年度 仙台第2合同庁舎冷温水発生機保守役務  
仙台第2合同庁舎の冷温水発生機（1、2号機）及びこれに附属する各機器について、適切な点検・整備を行い、運転期間中に故障等により支障をきたさないよう関係法令等遵守の上、誠実かつ善良な管理者の注意義務をもって保守を実施する。

## 4 公募期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月19日（木）

令和8年2月19日（木）14時までに応募書類を下記提出先に必着のこと。

## 5 契約形態 請負契約

## 6 応募の資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下本公告において「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 上記1（1）及び（3）については、令和07・08・09年度一般競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされ東北地域の競争参加資格を有する者（「役務の提供等」の営業品目の「建物管理等各種保守管理」に登録している者であること。）  
上記1（2）については、令和07・08・09年度一般競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされ東北地域の競争参加資格を有する者（「役務の提供等」の営業品目の「ソフトウェア開発」、「情報処理」又は「その他」に登録している者であること。）
- (4) 総務省及び他府省等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他府省等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
- (5) 上記1（3）については、仙台市内又はその近郊に本社、支社、支店その他営業拠点を有している者であること。
- (6) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者

### ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

### イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

- (7) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

- (8) 『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）を踏まえた人権尊重に取り組むよう努めること。

※『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100449993.pdf>

(9) 本応募資格のない者の提出書類等は、無効とする。

7 応募条件

各公募応募要項で示す仕様書の内容を履行できる者であること。

8 請負期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

9 仕様内容

各公募応募要項で示す仕様書のとおり

10 応募提出書類

各公募応募要項による。

11 公募応募要項配布場所及び応募書類提出先

〒980-8795

仙台市青葉区本町三丁目2番23号 仙台第2合同庁舎 12階  
東北総合通信局総務部財務課合同庁舎管理係

12 問い合わせ先

東北総合通信局総務部財務課合同庁舎管理係

電話：022-221-6621（閉庁日を除く9時～12時及び13時～17時）

13 その他

(1) 本件は、令和8年度予算が成立することを前提とする公募である。

(2) その他詳細については、各公募応募要項による。

以 上